

平成 27 年 9 月 10 日

大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## ターゲットイヤータイプ ラップ・コンシェルジュ 2028

当社は、平成 27 年 9 月 25 日に「ターゲットイヤータイプ ラップ・コンシェルジュ 2028」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

### 記

#### 1. ファンドの特色

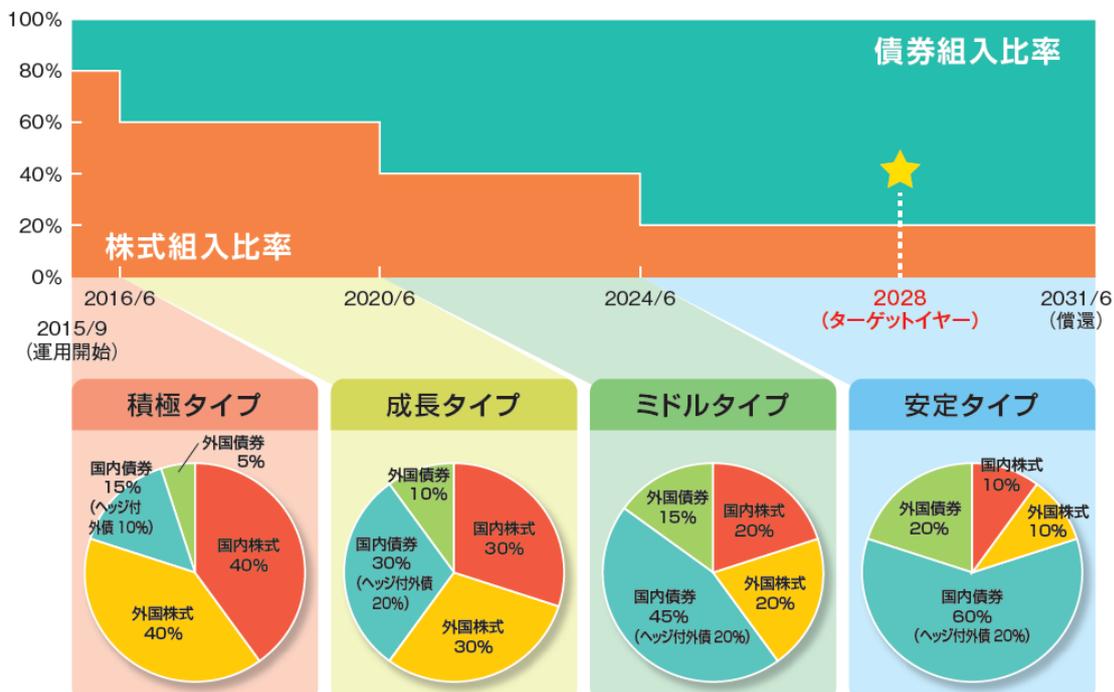
**1** 複数の投資信託証券への投資を通じて、主として内外の株式等\*および債券に投資します。

\*リート（不動産投資信託）等を含みます。

**2** 株式等および債券の組入比率を調整することにより、長期的にリスクを減少させていく運用を行ないます。

#### 基本配分比率のイメージ

◆各期間に応じて、以下の4つのタイプで運用を行ないます。



※国内債券はヘッジ付外債（外貨建債券に投資し、為替ヘッジを行なうことにより実質的に円建ての運用成果をめざすもの）を含みます。

※上記は平成27年9月現在に想定した各期間における基本配分比率であり、実際の資産配分比率とは異なります。また、基本配分比率が変更になること、新たな資産クラスが追加となることがあります。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

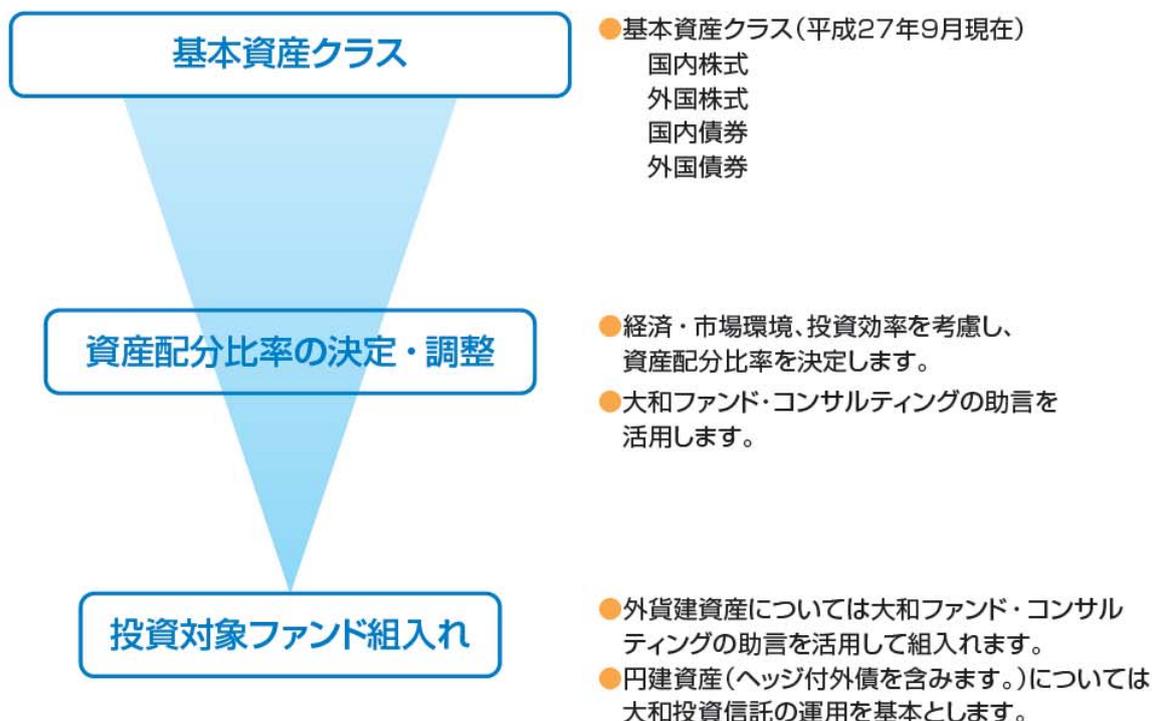
## ターゲットイヤーについて

- ◆ターゲットイヤータイプとは、あらかじめ定められた年（ターゲットイヤー）に向けて、投資リスクを段階的に減少させていくファンドをいいます。
- ◆当ファンドでは、2028年をターゲットイヤーとし、長期的にリスクを減少させていく運用を行ないます。
- ◆2028年以降もファンドの償還まで「安定タイプ」で運用を行ないます。

## 3

資産配分比率、組入れの決定にあたっては、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受けます。

## 運用プロセス



## 助言会社の概要

株式会社 大和ファンド・コンサルティング

設 立：平成18年7月25日

住 所：東京都千代田区

事業内容：ファンド評価業務、ファンド・オブ・ファンズに係る運用助言業務、投資一任業務、年金運用コンサルティング業務

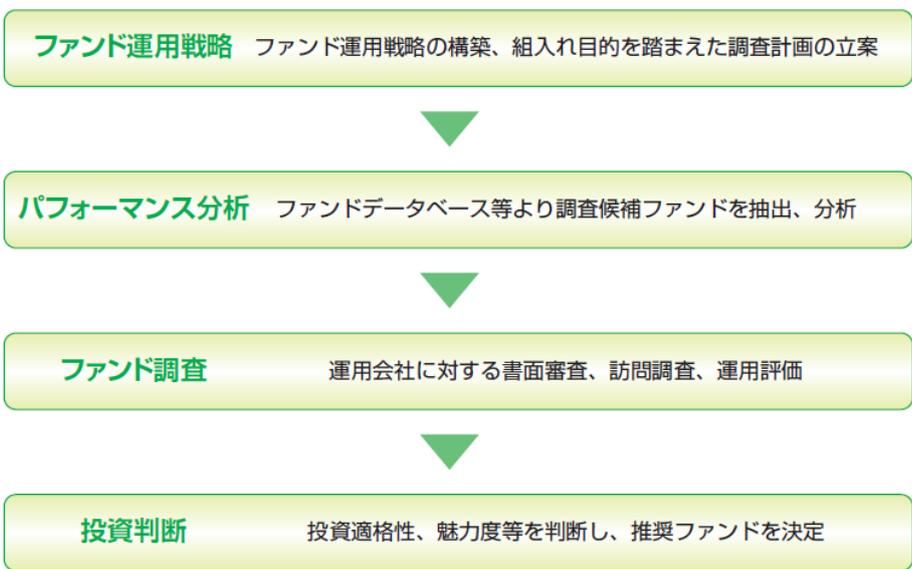
助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

【ファンド選定における着目点】



(注) 上記の着目点については、見直しが行なわれる場合があります。

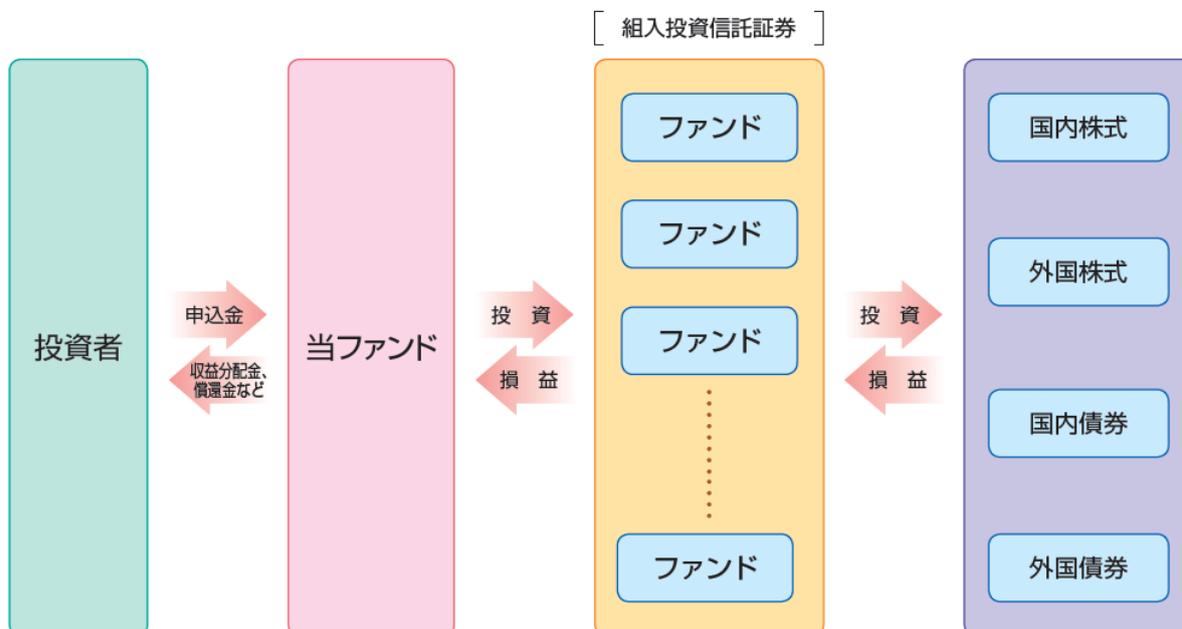
【ファンド選定プロセス】



(注) 上記のプロセスについては、見直しが行なわれる場合があります。

## ファンドの仕組み

内外の株式等および債券を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。



※くわしくは「組入投資信託証券の概要」をご参照下さい。

投資信託証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1~3の運用が行なわれないことがあります。

### 4 毎年6月15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

※第1計算期間は、平成28年6月15日（休業日の場合翌営業日）までとします。

#### 〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

## 組入投資信託証券の概要

- 下記は、平成27年9月9日（届出日）現在の組入投資信託証券の一覧であり、今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

投資信託証券	運用会社	主要投資対象
ネオ・ジャパン株式ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和証券投資信託委託株式会社	わが国の株式
ネオ・ジャパン債券ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和証券投資信託委託株式会社	わが国の債券
ネオ・ヘッジ付債券ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和証券投資信託委託株式会社	先進国通貨建て債券
ダイワ/ウエリントン・グローバル・ オポチュニティーズ・ファンド (FOFs用)(適格機関投資家専用)	大和証券投資信託委託株式会社	海外の株式
ニッセイ/ポストン・カンパニー・米国株 ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	ニッセイアセット マネジメント株式会社	米国の株式
ニッセイ/アリアンツ・欧州グローブ株式ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	ニッセイアセット マネジメント株式会社	欧州の株式
LM・ブランディワイン外国債券ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	レグ・メイソン・アセット・ マネジメント株式会社	海外の債券
ベアリング外国債券ファンドM (FOFs用) (適格機関投資家専用)	ベアリング投信投資顧問株式会社	海外の債券

※上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株価の変動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
公社債の価格変動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。 ハイ・イールド債を組入れる場合には、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。
リートの価格変動	リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう場合、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合は、金利差相当分程度の為替ヘッジコストが生じます。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※組入投資信託証券の変更に伴い内容が追加される場合があります。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

3. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 2.16% (税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。		
信託財産留保額	ありません。	—		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
運用管理費用 (信託報酬)	下表参照	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して下表の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。		
委託会社		ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。		
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。		
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。		
	第1計算期間	第2計算期間から 第5計算期間まで	第6計算期間から 第9計算期間まで	第10計算期間以降
配分 (税抜) (注1)	委託会社 0.45%	0.70%	0.40%	0.60%
	販売会社 0.70%	0.03%	0.65%	0.03%
	受託会社 0.03%	年率1.2744% (税抜1.18%)	年率1.1664% (税抜1.08%)	年率1.0584% (税抜0.98%)
運用管理費用 (信託報酬)				
投資対象ファンドに おける運用管理費用 <sup>*1</sup>	年率0.3672% <sup>*2</sup> (税抜0.34% <sup>*2</sup> )～年率1.0584%(税抜0.98%)			
実質的に負担する 運用管理費用の概算値 (税込) <sup>*3</sup>	年率2.07%±0.16% 程度	年率1.96%±0.15% 程度	年率1.72%±0.17% 程度	年率1.49%±0.19% 程度
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。		

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

4. ご参考

◆ 販売会社：大和証券

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額（1万円当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額（1万円当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したものの）
購入の申込期間	平成27年9月25日から平成28年9月9日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
設定日	平成27年9月25日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信託期間	平成27年9月25日から平成43年6月13日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年6月15日（休業日の場合翌営業日） (注) 第1計算期間は、平成28年6月15日（休業日の場合翌営業日）までとします。
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ（ <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> ）に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出しいただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成26年1月1日以降）。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※平成27年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：三井住友信託銀行

5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上

<お問い合わせ先> 経営企画部広報課 TEL 03-5555-4946